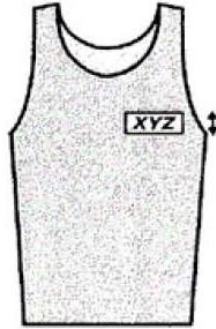


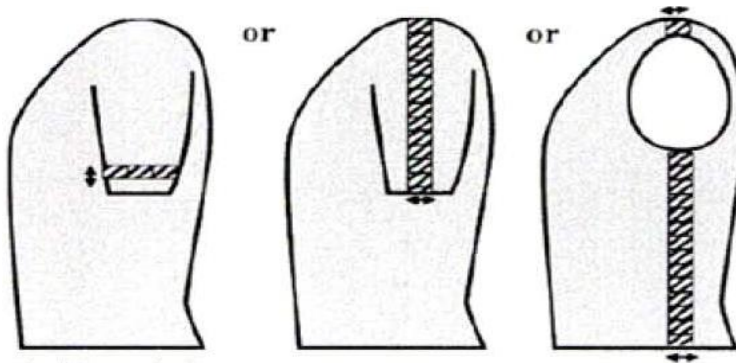
IPC 公認 2016 ジャパンパラ陸上競技大会における 広告に関する規程

I ベスト

- 1 製造会社名/ロゴは以下の通りとする。
製造会社名/ロゴを前に1カ所表示可
文字が高さ4cm以内、トータルのロゴの高さは5cm以内
面積30cm²以内の長方形



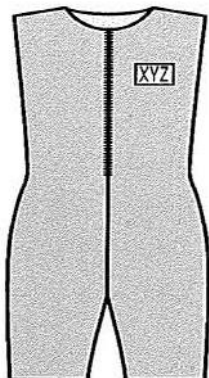
製造会社の装飾的なデザインマークの例
10cm以内の帯状



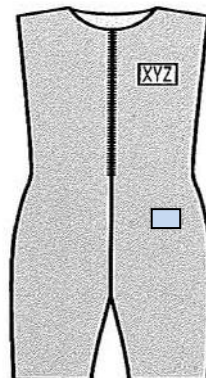
- 2 クラブ名、クラブスポンサー名/ロゴ、またはクラブロゴまたは競技者個人の
スポンサーロゴのいずれか1つを前部の右胸に表示することができる。
直接プリントした場合は字の高さ、ワッペンをつけた場合はその高さは4cm以内
面積は40cm²以内の長方形とする。
- 3 クラブ名はベストの後部につけることができる。文字の高さは4cm以内とし、長
さの制限は設けない。

II レオタード

- 1 製造会社名/ロゴ（前に1カ所）
文字が高さ4cm以内、トータル
のロゴの高さは5cm以内
面積30cm²以内の長方形

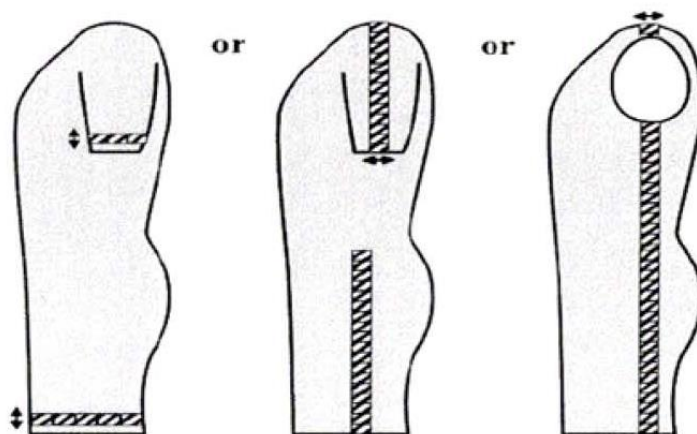


- 製造会社名/ロゴ（前に2カ所）
文字が高さ3cm以内、トータル
のロゴの高さは4cm以内
面積20cm²以内の長方形



製造会社名/ロゴの例

製造会社の装飾的なデザインマーク：10cm以内の帯状



- 2 クラブ名、クラブスポンサー名/ロゴ、またはクラブロゴまたは競技者個人の
スポンサーロゴのいずれか1つを前部の右胸に表示することができる。
直接プリントした場合は字の高さ、ワッペンをつけた場合はその高さは4cm以内
面積は40cm²以内の長方形とする。
- 3 クラブ名はレオタードの後部につけることができる。文字の高さは4cm以内とし
長さの制限は設けない。

Ⅲ トップス、トレーニングウェア上衣、Tシャツ、トレーナー、レインジャケット

1 製造会社名/ロゴを前に1カ所表示可

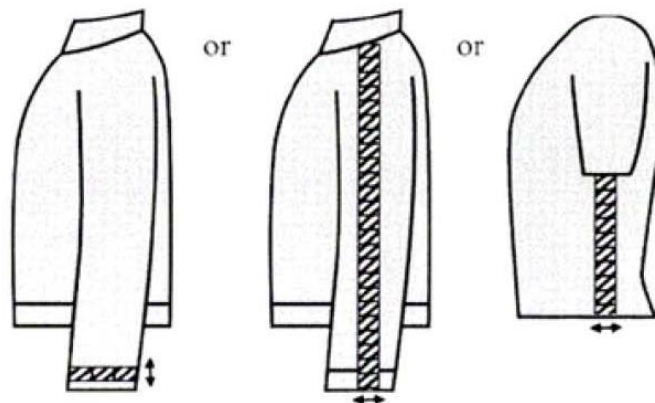
文字が高さ4cm以内、トータルのロゴの高さは5cm以内

面積40cm²以内の長方形



製造会社の装飾的なデザインマークの例

10 cm以内の帯状



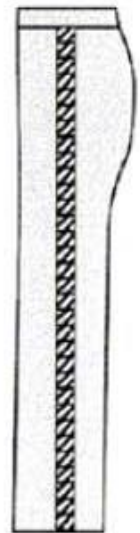
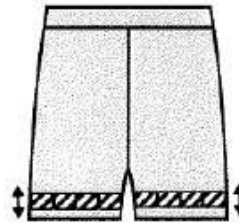
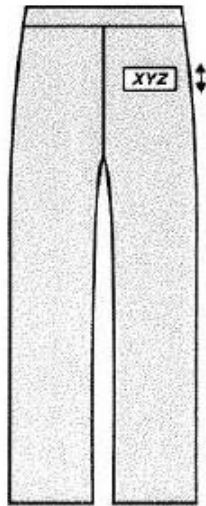
2 クラブ名、クラブスポンサー名/ロゴ、またはクラブロゴまたは競技者個人のスポンサーロゴのいずれか1つを前部の右胸に表示することができる。直接プリントした場合は字の高さ、ワッペンをつけた場合はその高さは4cm以内面積は40cm²以内の長方形とする。

3 クラブ名は後部につけることができる。文字の高さは4cm以内とし、長さの制限は設けない。

IV 下半身の衣類（ソックス、ショーツ、タイツ等(レオタードを除く)

- 1 製造会社名/ロゴを1カ所表示可
高さ4cm以内、面積20cm²以内

製造会社の装飾的なデザインマーク
マーク 10cm以内の帯状



V ソックス

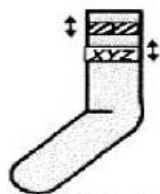
ソックスの製造会社名/ロゴ例

それぞれのソックスに1カ所に表示することができる。

高さ3cm以内、面積6cm²以内とする。

競技者名をそれぞれのソックスに1カ所表示することができる。高さ2cm以内とする。

製造会社のグラフィックまたは象徴的なロゴは、上端に5cmを超えない帯状の1本あるいは繰り返して使用できる。



VI シューズ

競技者が使用するシューズの製造会社名/ロゴは、サイズに制限を設けない。

VII その他の衣類

競技中に競技者によって使用されるその他の衣類(ヘッドギア、帽子、ヘッドバンド、手袋、メガネ、サングラス、リストバンドなど)の製造会社名/ロゴは、衣類(製品)1つにつき1カ所表示することができる。

面積は6cm²以内とする。

Ⅷ 個人のバッグ

競技者および競技役員が競技場で使用するバッグの製造会社名／ロゴ
各バッグ2カ所まで表示することができる。

それぞれの表示の大きさは25 cm²以内とする。

競技者が競技場内で使用する各バッグには、ナショナルチームまたは所属連盟の
ロゴ、旗、当該国の象徴を2カ所表示することができる。

それぞれの表示の大きさは25 cm²以内とする。

Ⅸ 競技用具について（IPC規程）

- 1 レース用車椅子 ⇒ 3つの器具（2つの大輪と1つのフレーム）とみなし、それぞれに**製造会社のロゴ**を1カ所表示することができる。サイズは販売時に製品についている範囲内とする（特定の競技者用の大きさであってはならない）。
- 2 投てき台 ⇒ 1つの器具とみなし、**製造会社のロゴ**を1カ所表示することができる。サイズは販売時に製品についている範囲内とする（特定の競技者用の大きさであってはならない）。
- 3 義肢 ⇒ 全ての義肢は1つ器具とみなし、**製造会社のロゴ**を1カ所表示することができる。サイズは販売時に製品についている範囲内とする（特定の競技者用の大きさであってはならない）。

（以上、「IPC AT 規則および IPC Manufacture Guideline」に準ずる）

X その他

「IPC Manufacturer Identification Guidelines 18.9 IPC Athletics」
の項も合わせて適用するものとする。